

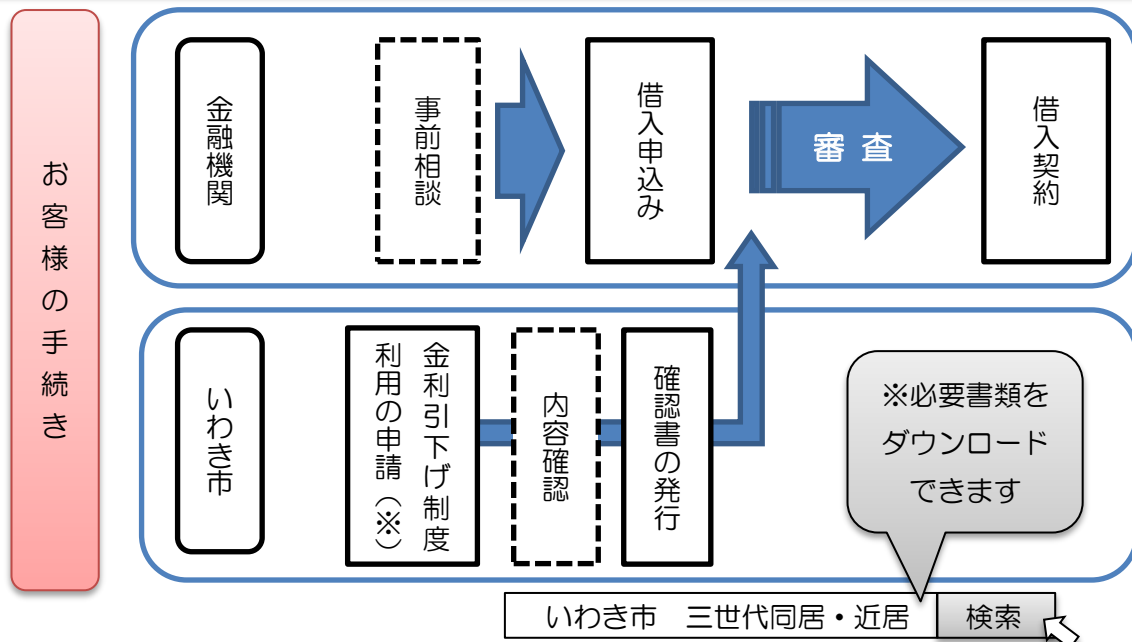
## 三世代同居・近居支援型金利引下げ制度を始めました！

いわき市では、子育て環境や高齢者見守りの充実、定住の促進、女性の就労支援等を図るため、市内で新たに三世代以上の同居若しくは近居を行う方に、住宅取得や既存住宅の増改築等に対して補助金を交付する「三世代同居・近居支援事業」を実施しておりますが、当該事業の目的及び交付要件(条項等)のうち市が指定する要件に該当する方に対し、経済的な負担の軽減を図るため、いわき市と市内の金融機関(※1)が連携し、住宅ローンの借入金利を一定期間引き下げる制度を実施します。

※1：金融機関は東邦銀行、ひまわり信用金庫、いわき信用組合になります。



### 1. 利用手続きの流れ(例)



### 2. 利用要件(※金利引下げ制度利用確認書の発行について)

いわき市内で新たに三世代同居・近居を行うために、住宅取得等の工事請負(売買)契約を行う方で、いわき市三世代同居・近居支援事業補助金交付要綱に規定する次の全ての要件に該当する者。

- ①三世代で同居・近居する者。
- ②三世代同居・近居日の属する年度の翌年度から起算して3年間以上、三世代同居・近居を継続すること(就学、結婚による転出等やむを得ない場合を除く。)
- ③住宅取得等の対象となる住宅の所有者は、三世代同居・近居者であること。

※なお、利用要件に三世代同居・近居支援事業への補助金交付申請や交付決定の有無は問いません。

### 3. その他(お問い合わせ)

※不明な点や三世代同居・近居支援事業の補助申請(その他要件等があり、別途、申請が必要となります。)については、お問い合わせ願います。【☎ いわき市役所 住まい政策課 (22) 1178】

※住宅ローンの借入金利引下げの詳細については、お取り扱い金融機関へ、直接お問い合わせ願います。【☎ お取り扱いの金融機関窓口へ】